

## navigation

**藤ヶ谷清掃センター・秋草葬斎場の使用料が変わります**

□別杵速見地域広域市町村圏事務組合 ☎0977-21-1126

消費税率の引き上げに伴い、平成26年4月1日から藤ヶ谷清掃センター・秋草葬斎場の使用料が変わります。

藤ヶ谷清掃センターは新しい施設の稼働に伴い料金区分が10kg毎になるとともに、計量機2台による計量に変わります。また、現在施設解体などを行っているため、搬入経路が狭くなっている箇所があります。ご利用の際は十分ご注意ください。

**秋草葬斎場**

## 【旧】

〔施設の名称〕種別	単位	使用料	
		住民	住民以外のもの
安置室 遺体保管の場合	1体24時間 ごとに	1,000円	2,000円
〔告別室〕 葬儀を行う場合	1回2時間	10,000円	25,000円



## 【新】

〔施設の名称〕種別	単位	使用料	
		住民	住民以外のもの
安置室 遺体保管の場合	1体24時間 ごとに	1,020円	2,050円
〔告別室〕 葬儀を行う場合	1回2時間	10,280円	25,710円

**藤ヶ谷清掃センター**

## 【旧】

区分	重量	金額
個人が直接搬入する家庭系廃棄物	100kgまで	450円
	100kgを超える部分	20kg増すごとに90円を加算
事業系廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物	100kgまで	1,000円
	100kgを超える部分	20kg増すごとに200円を加算



## 【新】

区分	重量	金額
個人が直接搬入する家庭形廃棄物	90kgまで	無料
	90kgを超え100kgまで	460円
	100kgを超える部分	10kg増すごとに40円を加算
事業系廃棄物、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物	100kgまで	1,020円
	100kgを超える部分	10kg増すごとに100円を加算

※詳細は組合ウェブサイト(<http://www.bekkihayamioita.jp/>)をご覧いただけます、お問い合わせください。

## navigation

**し尿くみ取り料金の改定**

□杵築速見環境浄化組合 ☎0977-72-8061

消費税率の改定に伴い、平成26年4月1日から「し尿くみ取り料金」が変わります。

【旧】 18リットルあたり160円(消費税含む)



【新】 18リットルあたり165円(消費税含む)

## navigation

**平成26年度水質検査計画の閲覧は3月3日から**

□上下水道課 ☎0978-62-3131

上下水道課では水道水の安全のため、水道法に基づき毎月定期的に水質検査を実施しています。

新年度に実施する水質検査の計画を作成しましたので、閲覧を希望される場合は下記の期間中に最寄りの閲覧場所までおこしください。

【閲覧期間】 3月3日(月)～

【閲覧場所】 上下水道課(本庁舎1階)

山香上下水道係(山香庁舎1階)

## navigation

**4月・6月・8月は、税・保険料が仮徴収されます**

□税務課 市民税係 ☎0978-62-3131

平成26年度の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の税額・保険料額が決定されるのは7月となります。公的年金からの特別徴収(年金天引き)で納付されている人は、4月・6月・8月も昨年度に引き続き税・保険料が仮徴収されます。

また、公的年金から特別徴収により納付されている市県民税につきましても、同様に仮徴収されます。

※仮徴収額は、平成25年度の税額・保険料額の決定通知にてお知らせしていますので、再通知は行いません。

**【仮徴収とは】**

国保・介護・後期高齢者医療保険料額等は前年の所得をもとに算定されるため、税額・保険料額が決定されるのは、市県民税額が決定された後の7月になります。このため、8月までの期間は前年度の2月に特別徴収された金額が仮に徴収されます。

## navigation

**固定資産価格等の縦覧・閲覧のお知らせ**

□税務課 固定資産税係 ☎0978-62-3131

**【固定資産価格等の縦覧】**

固定資産税の納税者が、市内に所在する土地や家屋の評価額などを記載した「土地(家屋)価格等縦覧帳簿」により、自己の資産の価格について他の資産と比較することができます。

**【固定資産課税台帳の閲覧】**

課税されている自己の土地、家屋及び償却資産の内容や評価額などを名寄せ帳等で確認することができます。

**■固定資産価格等の縦覧・閲覧日程**

期間	時間	場所	縦覧・閲覧のできる人	お持ちいただくもの	料金
縦覧帳簿による縦覧 4月1日(火)～ 4月30日(水) ※土・日曜日、 祝日等閉庁 日は除く	8:30 ～ 17:00	税務課 (本庁舎)	・固定資産税の納税者 (土地・家屋の税金を納める人) ・代理人 ・納税管理人	・印鑑 ・納税通知書または課税明細書 (納税者であることの確認) ・免許証、健康保険証等 (本人確認) ・代理の場合、代理であること を証する書面等(委任状等)	無料
固定資産課税台帳による閲覧 4月1日(火)～ 平成27年 3月31日(火) ※土・日曜日、 祝日等閉庁 日は除く	8:30 ～ 17:00	税務課 (本庁舎) 山香振興課 大田振興課	・固定資産の所有者(納税義務者) (固定資産を持っている人) ・代理人 ・納税管理人 ・借地人または借家人	・印鑑 ・納税通知書または課税明細書 (納税者であることの確認) ・免許証、健康保険証等 (本人確認) ・代理の場合、代理であること を証する書面等(委任状等) ・借地・借家人等の場合、賃貸契約書等及び賃借料等の領収書	300円 ※

※ただし、縦覧期間中(4月1日～4月30日)に閲覧する場合は無料